

東北電力ネットワーク株式会社 御中

(申込者) 住 所

名 称

代表者

印

系 統 連 系 申 込 書

貴社の「発電設備等の系統連系に関する契約要綱」および「託送供給等約款」の発電者に関する事項等を承諾のうえ、「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に沿って検討のうえ以下の発電設備を貴社電力系統へ連系することについて申込みいたします。

また、本申込みに関して、以下のいずれかに該当する場合は、本申込みは承諾されないものとし、本申込みにもとづき貴社との連系契約が既に成立している場合であっても、当該連系契約が貴社によって解除されることに同意いたします。

- ・貴社が算定した発電設備の系統連系に必要な費用について、連系承諾後1か月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合または貴社の定める期日までに支払わない場合
- ・電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合

なお、本申込みに関して、貴社が以下のとおり取扱うことも、あわせて同意いたします。

- ・本申込みを撤回した際に、本申込みの内容の検討に要した費用を貴社に支払うこと
- ・特段の理由がないのに受電開始希望日を経過してもなお受電開始しない場合に、貴社が当該接続に係わる契約を解除できることとする
- ・電気需給契約または接続供給契約に係る「電気使用申込書」等の提出がなされるまでは、本申込みを貴社が受付した場合でも、再エネ特措法第16条第1項の契約の申込みの内容を充足していないとして貴社が取扱うこと

加えて、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）」第9条第3項に基づく申込みで、以下のいずれかに該当する場合は、本申込みは承諾されないものとし、本申込みにもとづき貴社との接続契約が既に成立している場合であっても、当該接続契約が貴社によって解除されることに同意いたします。

- ・再エネ特措法第9条第3項にもとづき、経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
- ・特段の理由がないにもかかわらず、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定（再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含みます）を取得しない場合
- ・再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当することを貴社が判断する場合

発 電 場 所				
連 系 地 点				
申 込 内 容		現 在	今 回	
	連 系 容 量	常用発電設備	k W	k W
		非常用発電設備	k W	k W
		計	k W	k W
	アンシラリーサービス契約容量	k W	k W	
発電設備の仕様については別紙のとおり。				
連 系 地 点 に お け る 電 圧	k V			
需 給 契 約 等 の 内 容				
連 系 サ ー ビ ス 開 始 希 望 日	年 月 日			
支 払 先 住 所				
支 払 方 法	1. 口座振替	2. 口座振込		
連 絡 者	TEL (- -)			
備 考				
添 付 書 類	技術様式			

【東北電力ネットワークからのお知らせ】

- ・ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業の適切な遂行のために必要な範囲で利用いたします。
個人情報の利用目的につきましては、当社ホームページ (<https://nw.tohoku-epco.co.jp/>) でも確認いただくことができますので、そちらもあわせてご覧ください。
- ・「連系地点」における呼称は、申込者を「甲」とし東北電力ネットワーク株式会社を「乙」といたします。

受付番号		当社申込受付日	年 月 日
------	--	---------	-------